

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度のご案内

児童扶養手当

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない児童が育てられている家庭の生活安定と自立を助けるために、児童の母や母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

また、父と生計を同じくしていても、父の心身に一定の障がいがある場合には支給されます。

▼手当の額

区分	全部支給される者	一部支給される者
児童1人のとき	月額 41,720円	月額(所得に応じて) 9,850円～41,710円
児童2人のとき	児童が1人のときの額に5,000円を加算	
児童3人以上のとき	3人目から1人増すごとに3,000円を加算	

▼手当を受ける手続き

役場健康福祉課の窓口で次の書類を添えて請求の手続きをしてください。

- ①児童扶養手当認定請求書(用紙は健康福祉課にあります)
- ②請求者と対象児童の戸籍謄本(外国人の方は登録済み証明書)
- ③請求者と対象児童が属する世帯全員の住民票の写し
- ④その他の必要書類

※②～④は、発行日から1ヵ月以内のもの。

▼支給制限について

受給資格者及びその生計を同じくする扶養義務者等の前年所得が一定額以上ある場合は、その年度(8月から来年の7月まで)は、手当の全部または一部が支給停止されます。

特別児童扶養手当

身体または精神に一定の障がいを持つ児童を扶養している親には、特別児童扶養手当が適用になります。

詳しくは、健康福祉課へお問い合わせ下さい。

▼現在、受給されている方へ

現在、児童・特別児童扶養手当を受給されている方で、対象児童が増えた、住所を変更した、証書を無くしたなどが発生した場合は、速やかに役場健康福祉課まで届け出をお願いします。

届け出が遅れますと、引き続き手当が受給できなくなったり、手当の返還を求められたりする場合があります。

◆お問い合わせ

健康福祉課福祉係 (☎ 42-1620)

「教育は共育なり」



▲「子どもの宝探し」と講話する廣瀬教育長

「『子どもの宝探し』と講話する廣瀬教育長」の中で、廣瀬要人教育長による子育て講演が行われました。

「教育は共育なり」と題した講演で廣瀬教育長は、自身の学校教育の経験を交え、「子どもの宝探しに努めてほしい。子どもをほかとはべるのはやめ、自立・自律の心を育てること、そして親自身も子どもと共に育つ努力をしてほしい」など、子どもを思う「愛情」が教育の原点であることを話しました。



▲はじめて種まき体験をする園児たち

「はじめての種まき
楽しかった！」



▲ペアで種まきをする子どもたち

「ほくも(ほ)い(い)け(け)ない
ちやうど(ちやうど)なるよ」

子どもたち 次世代の宝物へ



▲今回初めてクーポンを受ける阿部さん(白石)

今年で4年目を迎えた、村独自の子育て支援事業として「までい子育てクーポン交付式」がいちばん館で行われ、対象者へ村から一人当たり5万円分のクーポンが交付されました。

交付式では、はじめに菅野村長が「子どもたちのために使ってください。」とあいさつをし、その後、3人目のお子さんが生まれ、今回から初めて交付対象となった阿部義久さん(白石)をはじめ、代表者3人へ菅野村長からクーポンが交付されました。

今年のクーポン交付対象は138家族(177人)で、総額885万円です。昨年は196人へ980万円分のクーポンが交付され、このうち977万円(99%)が使用されました。

主な使途は保育所・学校等の保育料・経費が約80%、商店等での利用が約20%となっています。

6/28

までい子育てクーポン
交付式・子育て講演



「まめに種まき」「まめっ子ばたけ」

6/2
子どもたちが
種まき体験

今年も「まめでまめな子育て事業(食育による子育て事業)」がスタートし、白石小学校の全児童58人と草野幼稚園5歳児の40人が草野字車地内の「まめっ子ばたけ」(本田八郎さん(草野)の所有畑30アを借用)で大豆の種まき体験を行いました。

この種まきは、村が豆を題材にした食育を推進しようと、「福島県地域の子育て応援交付金事業」の一環として取り組んだものです。

今年の種まきは、県職員や農青連の方々の指導のもと、白石小学校と草野幼稚園の子どもたちがペアを組みました。

はじめて種まきを行う園児に、「指で真っ直ぐ



▲種まきを行う子どもたちのようす

土に穴をあけて種を二粒入れるの」「秋になったらこの豆が給食で食べられるんだよ」などとアドバイスする、お兄さんお姉さんの顔を、それぞれの姿も見られ、それぞれの優しい手つきで大豆の種をまいていました。

この日まいた種は、秋に収穫され、学校給食の材料等に使われます。